Ē	事務	等業名	児	童担	夫養手	当支給事業				マニフェス 関連	}	☑ 全庁村		□ 集中改革	
総合	<u> </u>	政策	ŧ	4	みんな	な元気で笑顔	あふれるま	ちづくり	Ē	「属部	健康福		課長名	中嶋万	
計画	3333 maa	施策	ŧ	19	子ど:	もを見守り、	育てる地域	づくり	戸	斤属課	子育で	支援課	担当者名	榮 峰男	
体系	1517	基本事	業	56	子育~	ての経済的負	担の軽減		Ē	斤属班	子ども	保育班	(内線)	2314	
	予算	算科目	会	<u>計</u> 般	<u>款</u> 3	項 目 2 1	事業連番 10551		童扶養手当 こ関する規		市児童技	夫養手当の支 持		度評価結果 先度評価結果	5 R 9
終	了、	開始年					□ 25年度から	5開始 事業	業期間 □	単年度		☑単年度繰過 定複数年度			年度) 年度)
→ [虹彩	事業の	柳更	(目.休的	なやり方、	毛順 詳細	田間間(は)	定複数年		け全体	像を記述)			
	4000	の内容] 父	(母	:)親が	いない児童ある	いは父(母)新	に重度障害がる	ある児童を養	育する日	母(父)親	等に対して児童	扶養手当を支給	。所得制限限	度額により
-			1 全	部支 、ま	給、一 た2人目	部支給、全部停]に5,000円、3 <i>)</i>	止に区分。平成 人目以降に3,000	225年10月分よ 0円を加算して3	り額改定のた 支給する。受	め、子 給資格a	1 人の場合 皆は、毎年	は全部支給月額 8月に現況届が』	41,140円、一部 必要である。平月	『支給月額41, 13 或20年4月から』	30円~9,710 手当一部支
(閏#	治1	た背景・	給	停止 また	措置が 、平成	施行されたこと 22年8月より父子	に伴い、支給停 子家庭も対象に	『止措置の適用》 なった。児童扶	除外事由に該 :養手当法は□	当し届と 召和36年	出書を提出 1月29日に	することにより 制定、以後、度	適用を除外する 々一部改正され	手続きが新たし 現在に至ってし	こ加わった いる。平成1
きっ	かい	ナ·今後の) Š年 行	2月	27日合	併して市(福祉 った、児童扶養	事務所設置)に	なったことに、	より、それま たが、受付等	で県が行事務手続	_{テっていた} 売きを行い	制定、以後、度児童扶養手当認、県へ進達する	定から支払事務	は、平成18年3	別別の 計算を 対象にして
状況	上変化	とを含む!) 手:	当を	支払っの事務	ていた。手当の 手続きを行うた	財源は国と県か	, (負担(平成179 (負担が生じた	年度の負担割	合:国4 亚成184	分の3. 県	、 4分の1)してい れ国3分の 1 、 i	た。平成18年3	月から市で審査	・認定・支
(j	美 務	の流れ			等で受 を支給		た場合、認	定請求を行う	う。→審査	後認定	を行い、	毎年4・8・1	2月の定期支	払月に前月ま	きでの4ヶ
			/,	/, (C ~ ""	, 00									
【主	な	予算費目] 扶	助	費、役	務費、需用費	Ē								
【 ∄	10000000000000000000000000000000000000	や要望	】特	にた	なし										
関係	者(住民、議	会、												
		象者、利害 からどん	200000000												
意見	P 5	要望が寄	100000000												
られ	てし	いるか?													
1					•	PLAN)							•••••••••••••••••••••••••••••••••••••••		
		事業の				(25年度に行	こったナカ江	£4) (DO)			充区分	まに計画して	1、ス ナか江重	H) (DI ANI)	
						((25年度に1) 辰込の方法 で				***********		シに計画して 平成22年8月。			っている
支払	くつ	た(4月	期、8.	月期	月) 事犯	务件数は新規	認定及び転力	入42件(内、	父子一。	X20/X (_ I-11% o	1 150,222 07] 6	人人人	07136-6	
		‡)、貸 ₹末現在		及	び転出	27件、現況局	菌600件を取り	り扱った。(平成						
		1212011	.,												
	450555			111111111111		量を表す指標	票)		(単位) 予算	**************			HR # 6 ++	Œ	
⇒-′	γ 	児童扶着	奎于当(グラ	を給負	俗有剱		; 	人 平原	火25年月	せの美積.	見込みに伴う	扶助費の減額	貝	
@\$	1 +象	(維 信	「か分り	517	1 71	いるのか)*	人や白妖容派	百竺	<u> </u>	计象指	西(分象の	O大きさを表	ナ指揮)		(単位)
· 3	٤ (母)親想	がいなり	،۱18	8歳ま	での児童を扶	養しているで	ひとり親家庭			合資格者		7 101/15/		人
(グ	(غ	、またに	ま母 (:	父)	に代わ	わって児童を	扶養している	5者	;⇒r	イ					
						象をどう変)達成度を表			(単位)
• 7	٤٤	り親家院	廷の生活	古0.)安定。	と自立促進が	できる		\Rightarrow	Σ¦本ノ	、所得に。 、記得に	よる全額停止 よる一部停止	. 有奴 . 老粉		<u>,</u>
*(9	O E C	里指標	設定の	押日	与 と 26	年度目標値影	党定の根拠		iL	1 本ノ	、ハハキー	その一即 戸皿	- 白 奴	総トータバ	人ファト
712	- IJ	親家庭の	の生活の	の安	アテとり	自立促進が目	標なので、で	ひとり親世帯	の就業と	又入が	関係する	。就業し収入	が上がると	全体計	画
、児	建	扶養手	当の所行	得制	削限に7	なり、手当が とが出来る。	受給できなが	かったり、一	・部停止に	はなるが	が、その	人数が多くな	ると安定し	~	年度 0
				⊆	<u> </u>										
		言標・総≡ É移	尹栗賃		単位	23年度	24年度	25年度	25年度		6年度	27年度	28年度	29年度	/
	- 40	-12		ア	人	実績(決算) 589	実績(決算) 623	目標(当初予算) 658		23	(当例于昇) 693	予定 728	見込 763	見込 0	/
	1	活動指	標	イ	<u></u> -		020		} <u>-</u>			,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			
	<u></u>	11216	l		人	589	623	658	6	23	693	728	763	0	
	(2)	対象指	際	イ											
	(3)	成果指	堙		人	68	60	65		57	70	75	80	0	1 1
	٠				人	232	240	254		52	268	282	296	0	
		国庫 財 都道府	支出会		千円	78, 041	82, 618	86, 876	83, 7	49	86, 432	97, 561	102, 521		
1	事	打 即 担 /	力是人工	1.亚	千円										
		,	E の他		千円										
投	業		人金		千円										
			般財源		千円	155, 455	166, 381	174, 092	169, 2	48	173, 192	195, 463	205, 385		
入身	費		事業費		千円	233, 496	248, 999	260, 968	,		259, 624	293, 024	307, 906	0	
			うち指定網			232, 643	248, 316	260, 775			259, 440	292, 831	307, 713	0	/
量			ち時間外、		千円	155	146	147		45	144	148	148	0	
,		E規職員			人	1 155	1 225	1 260		3	1 260	1 260	1 260	0	
	牛	延べ業	務時間 件費計		時間 千円	1, 155 4, 663	1, 335 5, 434	1, 260 5, 129			1, 260 5, 129	1, 260 5, 129	1, 260 5, 129	0	
		(B) 八 タルコス			千円	238, 159	254, 433	266, 097			264, 753	298, 153	313, 035	0	/

事務事業名 児童扶養手当支給事業 所属部 健康福祉部 所属課 子育て支援課

2 評価の部 (SEE)

* 百則け95年度の重発証価	ただし複数年度事業は25年度	宝績を踏まえての途由誣価

	*原則は25年度の事依評価、たた	し 後数 午 皮 事 業 は 25 牛 皮 美 績 を 踏 ま え て の 途 中 評 価
0	①25年度目標達成度評価	□達成した
目標達出	事務事業の当年度実績は当年度目標値を達成 したか、未達成の場合その原因は?	
成度評価	②26年度目標達成見込み	□目標達成見込みあり⇒【理由 ¬ □目標達成は厳しい ⇒ 【理由と対策 ¬ 雇用情勢の悪化により、安定した就業および収入が難しいため。
	事務事業の次年度目標値に対して次年度の見 込みはついているのか?	
	③成果の向上余地	図向上余地がある ⇒【理由 ¬ □向上余地がない ⇒ 【理由 ¬ □向上余地がない ⇒ 【理由 ¬ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
有効性評価	次年度以降にこの事務事業の成果を向上させる 余地はあるか?成果が頭打ちになってないか	児童扶養手当法に基づき手続きをしている。離婚後のひとり親家庭の経済的支援に結びついているが、手当受給を主に考えて就業を控えている例がある。また、母子家庭の母が働く場所が少ないため経済的に自立できない状況があることから、就業支援、自立支援に努めることで成果の向上余地がある。
	④類似事業との統廃合・連携の可 能性	□他に手段がある¬ (具体的な手段、事務事業) ☑他に手段がない ⇒ 【理由 ¬ □統廃合・連携ができる ⇒ 【理由 ¬ □統廃合・連携ができない ⇒ 【理由 ¬
		国の制度なので適正である。
	目的を達成するには、この事務事業以外他に 方法はないか?類似事業との統廃合ができる か?類似事業との連携を図ることにより、 成果の向上が期待できるか?	
	⑤事業費の削減余地	図削減余地がある ⇒ 【理由 □ □削減余地がない ⇒ 【理由 □ 児童扶養手当法に基づき実施しているため手当額は基準どおりであり、受給資格者の所得に応じて手当額を決定する
効率性:	成果を下げずに事業費を削減できないか? (仕様や工法の適正化、住民の協力など)	元里校養子当点に基プラミ州のしているにのサーゴ船は基準とのりてのり、文和負荷40万円に応じて子当級で次にりる ため終事業費は受給者数と手当額によって変わる。ただし法改正により平成20年4月から手当額が一部減額(2分の1)されるが、支給停止適用除外事由に該当し届出書を提出した場合は支給停止適用を除外し減額しないことになった。対象者は届出書の提出は一度だけでなく現況届時に毎年繰り返し提出しなければならない。就労支援により受給者の所得が増えれば、支給額が減り事業費の抑制をはかることができる。
- 評価	⑥人件費(延べ業務時間)の削減 余地	□削減余地がある ⇒【理由 ¬ □ □削減余地がない ⇒ 【理由 ¬ □ □削減余地がない ⇒ 【理由 ¬ □ □ □削減余地がない ⇒ 【理由 ¬ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
運	やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか? 成果を下げずに正職員以外の職員や委託でできないか? (アウトソーシングなど)	元里大食子ョ事物の电昇化で未物時間は削減できているので、これ以上の削減は難しい。また、申請者の所得や離婚等プライバシーの問題や、支給額も高額であるため、臨時職員や委託では難しい。
	⑦受益機会・費用負担の適正化余 地	□見直し余地がある ⇒【理由 ¬ □公平・公正である ⇒【理由 ¬ □公平・公正である ⇒ 【理由 ¬ □公平・公正である ⇒ 【理由 ¬ □公平・公正である ⇒ 【理由 ¬ □ □公平・公正である ⇒ 【理由 ¬ □ □公平・公正である → □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
十性評価	事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平 ではないか?受益者負担が公平・公正になって いるか?	児童扶養手当法に基づき基準どおり実施しているので受給資格者及び手当額は公平公正に判断している。この手当支給額は3分の2を市が財源として税等確保しなければならないため、 手当受給者の中で税金等滞納がある方には手当を受給された中から少しでも滞納分を納められるようお願いしている状況である。
役割	⑧行政の役割分担の適正化	□見直し余地がある ⇒【理由 ¬ □役割分担は適正である ⇒ 【理由 ¬ □ □役割分担は適正である → □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
分担評価	事業事務のやり方や手段においてこれまでの 行政、市が行ってきた範囲を住民や地域・団体 に移行できないか?	単の刑及なのに過圧にある。

3 評価結果の総括 (SEE) ※事務事業全体の振り返り、成果及び反省点等を記入

受給者が年々増加していて、所得制限者も減少している(ひとり親家庭の収入が低い)。今後は、ひとり親家庭の生活安定 のため、自立支援が必要。

4 今後の方向性(事務事業担当課案) (PLAN)	
(1) 今後の事業の方向性(改革改善案)・・・複数選択可 □廃止 □休止 □目的再設定 □事業統廃合・連携 □事業のやり方改善(有効性改善	(2) 改革・改善による期待成果 (廃止・休止の場合は記入不要)
□事業のやり方改善(効率性改善 □現状維持(従来通りで特に改革改善をしない	コスト
現状維持(従来通りで特に改革改善をしない)	向上成維持
	果低下
(3) 改革、改善を実現する上で解決すべき課題(壁)とその解決策	